平成 30年(2018年)11月 22日

議会運営委員会 委員長 大 野 忠 之 様

議会制度検討会議 委員長 青木秀介

議会制度検討会議検討結果(第28回・第29回決定分)について

本検討会議は、平成30年9月12日及び10月5日の2回にわたり会議を開催し、議会運営に関する諸課題等の検討を行いました。

その結果、結論を得たものについて下記のとおり報告します。

記

1 議員定数の見直しについて

本検討会議における重要課題の一つとして、平成28年8月から平成30年10月まで精力的に検討を行い、今期の本検討会議として「議員定数の削減及びその判断根拠」(別添)をまとめた。これにより来期の議員定数は1人削減し、40人とすべきものとし、議会基本条例を別紙1のとおり、委員会条例を別紙2のとおり改正すべきものとする。

(別添)

議員定数の削減及びその判断根拠

市町村議会の議員定数については地方自治法により条例で定めることが規定されており、各議会が地域の実情に応じて定めることとなっている。

地方自治体における二元代表制の一翼を担い、議会の活性化により多様な市民意見を反映した政策提案が求められている議会としては、議員定数は極めて重要なことである。このような中、本市議会では、平成27年改選時の定数は現状どおりとすべきと判断された。

しかしながら、本市の人口減少及び財政状況を鑑み、平成31年の改選に向けて、改めて議員定数のあり方について議論することを議会制度検討会議において決定し、12回にわたり検討を重ねてきた。

協議においては、本市の人口減少に伴い、議員定数を削減すべきという意見と、通年議会の導入や政策検討会議では、議員でと、議員を改革のさらなる推進により議員に比例には、また、人口減少に比例にはない。はないことが、はないの理解を得ることは難しいと判断し、定数を削減数については意見が一致したことから、その削減数については意見が一致したことから、その削減数についてさらに議論を重ねた。

削減数に係る議論においては、平成30年2月1日時点の推計人口が40万人を下回り39万人台となったことから2人削減し39人とする意見、おおむね人口1万人に議員1人とし、平成30年12月時点の推計人口で判断すべきとする意見、中核市の中でも本市議会の定数が特段多いわけでもなく、多様な市民ニーズの反映、議会による監視機能の強化、さらには来期からの議会による政策形成サイクルの本格稼働を考慮すると削減数は1人とし、議員定数は40人と

すべきといった意見が出された。

これらの意見を踏まえて、本検討会議としては、本市の 人口減少に鑑み、議員定数の削減は避けて通れないも。 表える。現在は、政策検討会議が設置され、来期から議会 による政策形成サイクルが本格稼働するが、定数を大きと 減らした場合、その対応に支障を来す可能性があること 減らして、これからの議会には多様な民意を反映されてもある と政策立案や効果的な監視機能の発揮が求められてもある 、来期における削減の影響は最小限にとどめる必要が あると判断し、削減数を1人とすべきものと結論付けた。

以上の理由により、平成31年改選期の議員定数は、1人削減し、40人とすべきものとする。

現行

改正案

(議員定数)

- **第5条** 法第91条第1項の規定により、条 例で定める議会の議員の定数は、<u>41</u>人と する。
- 2 議員定数の条例改正案は、法第74条第 1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、原則として議員が改正 理由の説明を付して提案するものとする。
- 3 前項の規定は、市長の条例議案の提出権を制限するものと解してはならない。

(議員定数)

- 第5条 法第91条第1項の規定により、条 例で定める議会の議員の定数は、<u>40</u>人と する。
- 2 議員定数の条例改正案は、法第74条第 1項の規定による市民の直接請求があった場合を除き、原則として議員が改正 理由の説明を付して提案するものとする。
- 3 前項の規定は、市長の条例議案の提出権を制限するものと解してはならない。

(施行日)

次の一般選挙から施行する。

現行

(常任委員会の委員の所属、定数及び所管)

/

第1条

(略)

- 2 横須賀市議会基本条例(平成22年横須賀市条例第38号。以下「基本条例」という。)第7条第2項に規定する常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)の定数及び所管は、次のとおりとする。この場合において、前項ただし書の規定により議長が常任委員にならないときは、当該常任委員会の定数は、次に掲げる人数から1人を減じた人数とする。
 - (1) 総務常任委員会 11人
 - ア 総務及び財務に関する事項
 - イ 政策推進及び文化振興に関する 事項
 - ウ 産業経済に関する事項
 - エ 他の常任委員会の所管に属しない事項
 - (2) 生活環境常任委員会 10人
 - ア 市民生活及び市民安全に関する 事項
 - イ 廃棄物に関する事項
 - ウ 上下水道に関する事項
 - エ 消防に関する事項
 - (3) 教育福祉常任委員会 10人
 - ア 社会福祉及び保健衛生に関する 事項
 - イ 子どもに関する事項
 - ウ 教育に関する事項
 - (4) 都市整備常任委員会 10 人 ア 環境政策及び緑政に関する事 項
 - イ 土木及び建築に関する事項
 - ウ 港湾に関する事項
 - (5) 予算決算常任委員会 <u>41</u>人ア 予算及び決算に関する事項

改正案

(常任委員会の委員の所属、定数及び所管)

第1条

(略)

- 2 横須賀市議会基本条例(平成22年横須賀市条例第38号。以下「基本条例」という。)第7条第2項に規定する常任委員会の委員(以下「常任委員」という。)の定数及び所管は、次のとおりとする。この場合において、前項ただし書の規定により議長が常任委員にならないときは、当該常任委員会の定数は、次に掲げる人数から1人を減じた人数とする。
 - (1) 総務常任委員会 10人
 - ア 総務及び財務に関する事項
 - イ 政策推進及び文化振興に関する 事項
 - ウ 産業経済に関する事項
 - エ 他の常任委員会の所管に属しない事項
 - (2) 生活環境常任委員会 10人
 - ア 市民生活及び市民安全に関する 事項
 - イ 廃棄物に関する事項
 - ウ 上下水道に関する事項
 - エ 消防に関する事項
 - (3) 教育福祉常任委員会 10人
 - ア 社会福祉及び保健衛生に関する 事項
 - イ 子どもに関する事項
 - ウ 教育に関する事項
 - (4) 都市整備常任委員会 10人
 - ア 環境政策及び緑政に関する事 項
 - イ 土木及び建築に関する事項
 - ウ 港湾に関する事項
 - (5) 予算決算常任委員会 <u>40</u>人 ア 予算及び決算に関する事項

(施行日)

平成31年5月2日から施行する。